

## 論点メモ（IT分野を中心に）

2015.2.16  
産業競争力会議議員  
三木谷浩史

## 1. IT利活用を前提としない規制制度・行政事務見直しに関する取組

- ・マイナンバー制度の導入を前提に、IT利活用を一層推進するため、電子化を優先するという原則を宣言し、併せて、その実施に際して必要となる諸制度の見直しを含めた「IT利活用推進新法」を検討すべきである。

## 2. 一層の情報通信環境の整備に向けて(モバイル競争政策)

- ・消費者のモバイル通信料負担は増高、若年層・低所得層で顕著。スマホの普及にも翳り。
- ・産業界では通信とIoTの“新結合”に向けた動きが加速。多様なプレーヤーがインターネットの技術を介して通信のポテンシャルを様々な産業に展開させていくことがイノベーションを加速させる。通信ネットワークの多様化も必要。
- ・スピード感のある一層のMVNO促進策によりモバイル通信分野の競争を実現すべきである。事業者間の協議の推進にとどまらず、MNOの機能の一層のアンバンドルの推進と関連制度の見直しが推進される制度設計が必要。

### <具体的提言>

- ① 加入者管理機能(SIMカード、HSS/HLR)のアンバンドル
- ② 音声サービス・卸条件のアンバンドル
- ③ 通信契約とメールサービスのアンバンドル
- ④ MNP転出手数料の見直し
- ⑤ 端末認証の緩和

## 3. 個人情報保護法の改正について

- ・パーソナルデータの利活用は、日本の産業競争力強化の最も重要なファクターであり、ユーザビリティの向上としても重要な要素。
- ・インターネットというグローバルネットワークにより、ビジネスは国境をまたぐ。わが国の行政執行が外国企業に対しては直接執行できないもとので、日本の事業者のみが規制強化となり競争力がそがれる事態は避けるべき。
- ・政府は、自民党の2月12日の提言も踏まえ、成長戦略になりうる改正案にすべき。特に、個人情報の定義の範囲は従来より拡大しないという前提での条文の修正を行い、その後の運用も厳格に行っていくべき。
- ・保護と利活用のバランスを図っていくためには、第三者委員会と事務局の構成メンバーが重要。民間のビジネス実態がわかるものがどちらでも半数を占めるようにすべき。

## 【補足資料】

### **1. IT 利活用を前提としない規制制度・行政事務見直しに関する取組**

#### ○ 基本的な問題意識

過去、様々な施策や法的手当てが実施されてきたが、社会環境を大きく変化させる契機となったのが、マイナンバー法の制定である。スマホの普及等、端末の進化を踏まえた制度の見直しが必要である。現行の法体系はこうした社会変化以前に作られたものである。

対面・書面の“原則”は、上記のような社会変化以前に作られ、長きに亘って制度が運営される上での暗黙の前提となっている。こうした前提は、一部の例外を除けば、明文化されていない。

生産性・効率性の向上は経済成長3要素の一つ。ITはその重要なツールであるが、その利活用を阻害するのは上記の暗黙の前提であり、慣行である。電子政府を推進し、効率性を向上させるには、電子化を優先する政府としての原則を明らかにし、表面上手当さえているが利用されていない制度の見直しをはかり、併せて、個別法で明確に対面・書面を求めている事案について、PDCAをまわしていくべきである。

#### ○ IT利活用推進新法の検討

予てより「対面原則・書面交付原則の撤廃」に関する国家方針の確立と基本法の整備を指摘してきたが、IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法：H12）が制定されてから10年以上を経過し、関連諸法令も同様である。

10年間に遂げた技術革新は、確実に企業や個人の行動様式に変化を促している。積極的にIT・デジタル化を推進するという原則を掲げ、デジタルデバイドへの配慮を他のIT先進国に学びつつ、併せて利活用推進に必要となったり、見直しが必要となったりする諸制度の改正をパッケージにした「IT利活用推進新法」を整備することが必要ではないか。

### **2. 一層の情報通信環境の整備に向けて(モバイル競争政策)**

#### ○ 基本的な問題意識

今般の電気通信事業法の改正において、移動通信サービスに関する競争の促進が打ち出されている。MVNOの普及促進のためのアンバンドルの規定を整備し、併せて端末とネットワークの自由な組み合わせの実現のためのSIMロックの解除等を取り組むことは一定の評価。しかし、消費支出におけるモバイル通信料のシェアは年々増加しており、伸び悩む消費支出のなかで際立っている(2013年値 3.7%)。また、年齢別・年収別で見ると、若年層は5.2%、低年収層で4.8%など、若年・低年収層で相対的にシェアが高く、ユーザーの意識も負担感を訴える声が強い。固定ブロードバンドは世界最安水準であるが、スマートフォンの料金は割高な水準にある。利用者平均単価では、フランスは競争の促進により急激な下落が確認でき、割高感は尚更である。スマホの出荷台数は前年比マイナスとなっており、普及ペースが鈍化しつつあるが、料金の高さが遠因の一つとなっている可能性がある。

一方、産業界に目を向ければ、IoT (Internet of Things)時代を展望し、通信とIoTの

“新結合”に向けた様々な動きが出てきている。IoT は、アプリケーション、プラットフォーム、通信ネットワーク、デバイスのレイヤーに分けられる。スマートメーターやテレマティクス、ヘルスケア、小売、ATM 等の金融サービスなど、様々なアプリケーションが想定される。サービスに応じて、プラットフォーム（諸管理機能を提供する）、通信ネットワーク（通信の距離、速度、容量などサービスの特性に応じた）を組み合わせることで、IoT が実現される。

通信事業者がフルサービスを提供する場合もあれば、通信事業者がアライアンスを組んでサービスを提供する場合もある。多様性に富むサービスを迅速に提供するには、様々なサービス提供者の出現が必要であり、通信ネットワークの多様化（MVNO の促進）も必要である。

## ○ 政策提言

モバイルブロードバンドアクセス権は、基本的な権利になりつつある。MVNO の普及促進策はその緒についたところであるが、MNO にとって、MVNO に設備を開放するインセンティブはない。事業者間の協議促進に留まらず、政策による一層の政策推進が必要ではないか。

スピード感をもって、一層の MVNO 促進策によりモバイル通信分野での競争を促し、料金の低廉化による国民厚生の上昇と、所得効果による消費喚起を促すべきである。また、IoT 時代を見据えて、様々なサービスを多様な事業者が提供できる環境を整備して産業競争力の強化を図るべきである。MNO の機能をアンバンドルするとともに、関連制度を見直すことが肝要である。

### 1-① 加入者管理機能（SIM カード、HSS/HLR）のアンバンドル

昨年総務省発表のモバイル創生プランでは、「加入者管理機能については、事業者間の協議を促進する」との言及に留まり、今回の電気通信事業法改正の対象外である。同機能が MVNO に解放されないために、i) 端末初回起動時に MVNO 加入者が手動で接続設定が必要、ii) SIM カードは MVNO からの貸与となっており、バルクでの調達が事実上困難、iii) 自由度のない海外ローミングサービス、など MVNO にとって自由度が低い状況を余儀なくされている。

### 1-② 音声サービス・卸条件のアンバンドル

MNO が提供する加入者間の無料通話サービスや家族間無料通話サービスは広く利用されており、加入者が MVNO へ移行する際の障害となっている。現在の MNO の音声サービスの卸条件は最大で 30% の割引。無料通話の割合が 3 割を超えると原価割れとなり、事実上ビジネスにならない。MNO が音声サービスを相互接続して、MVNO が与えられた番号帯の範囲で自由に発番し、料金設定を相互接続費用および MVNO 自身のコスト構造に依拠できるようになれば、定額サービスを含め、多様かつ柔軟な音声サービスの提供が可能となる。

### 1-③ 通信契約とメールサービスのアンバンドル

通信契約を変更する際に、MNP で番号は引き継がれるが、メールアドレスは引き継がれない。変更のたびにアドレス変更は利用者にとって不便であり、MVNO への移行の障害の一つとなっている。固定ブロードバンド同様に、メールアドレスサービスのポータビリティを高めるべきである。

### 2-① MNP 転出手数料の見直し

MNP 転出手数料は、MNP システムの維持コストを、利用者に求めるものである。諸外国では、OECD 加盟国の 76% では MNP の手数料を徴収していない。徴収国との

比較でも我が国の水準は割高である。システム運用コストと手数料収入を検証してもよいのではないか。

## 2-② 端末認証の緩和

海外市場に比較し、我が国は端末シリーズの初期導入国から漏れる傾向。日本の認証手続きが販売戦略に影響している可能性。技術基準適合証明と技術基準適合認定の時間はコストである。制度の見直しを検討してもよいのではないか。

### 3. 個人情報保護法の改正について

- 自民党において、2月4日に、個人情報保護法改正原案について、下記の点を問題点として述べ改善点を述べたところ。
  - ①個人特定されない符号単体のみで規制すべきでなく、法律において、個人を特定・識別するものに定義を明確に限定すべき。
  - ②各企業がデータ利活用の新制度の利用を公表すれば十分であり、事前関与である第三者委員会への届出制をなくして、第三者委員会は、企業が宣言した内容の遵守状況のチェックに専念すべきである。
  
- 2月12日、自民党の提言が出され、
  - ①個人情報の定義(範囲)の拡大は行わないこと、
  - ②匿名加工して利用する場合は届出によらず公表すれば足りる旨の規定とすることなどが公表されている。これに従った条文修正が必要である。
  
- 特に、定義の問題については、事業者の萎縮効果を払拭する意味でも、従来の個人情報の範囲の解釈と何ら変更がなく拡大されないという前提での条文修正がなされ、第三者委員会においてもそれに基づいた運用をすることを担保すべきである。
  
- 第三者委員会が実際の運用を行うことになるが、その際、保護と利活用のバランスが取られなければ、当初想定したパーソナルデータの利活用の促進という成長戦略と逆行する可能性もある。その意味で、第三者委員会と事務局の構成メンバーが重要。民間のビジネス実態がわかるものがどちらでも半数を占めるようにすべき。

以上